

○柳井市自主防災組織補助金交付要綱運用基準

平成30年4月1日作成

令和6年4月1日改定

自主防災組織等に対し補助金を交付することについては、「柳井市自主防災組織補助金交付要綱」に基づき実施するが、補助金の交付を厳正に行うため、柳井市自主防災組織補助金交付要綱運用基準を次のとおり定めるものとする。

| 事項 | 基準 |
|------------|--|
| 1 申請等 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請は、自主防災組織（以下「組織」という。）の代表者が行う（組織設立予定の自治会が研修参加事業の申請を行う場合は、自治会の代表者とする。）。 ・補助対象となる事業は、交付決定後に実施する。 ・補助金の支払方法は、組織の口座への振込みとする。 |
| 2 自主防災活動事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年3月31日以前に、自主防災活動事業に係る補助金の交付を受けている組織又は平成29年度以前に設立した組織は、同事業に係る補助金の上限額を7万円として、令和6年4月1日以降に実施する同事業に係る補助金の申請ができるものとする。ただし、令和5年度に同事業に係る補助金の申請を行い、初年度の交付を受けた場合は、補助金の上限額を9万円とし、2年目の交付を受けた場合は、補助金の上限額を8万円とする。 |
| 3 研修参加事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・山口県（（公財）山口県ひとづくり財団を含む。）が、主催又は後援する県内で開催される防災に関する研修会を対象とし、組織のリーダーの育成を目的とする。 ・研修ごとに申請する。 ・旅費は、市の旅費規定により算出する。 ・公用車を使用する場合の旅費は、対象外とする。 ・実績報告には、研修レポート等を添付する。 |
| 4 防災訓練事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・補助金額の支払例は、以下のとおりとする。 <p style="margin-left: 20px;">（例1）訓練経費62,640円（税込み）、世帯数125戸の場合 経費の1/2：62,640円/2＝<u>31,320円</u> …① 上限額：125戸×200円＋1万円＝<u>35,000円</u> …② ① < ②かつ100円未満切捨により <u>補助金額：31,300円</u></p> <p style="margin-left: 20px;">（例2）訓練経費108,000円、世帯数125戸の場合 経費の1/2：108,000円/2＝<u>54,000円</u> …①</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>上限額：125戸×200円+1万円=<u>35,000円</u> …②</p> <p>① >②により <u>補助金額：35,000円</u></p> <ul style="list-style-type: none">・炊出し訓練において、炊出し材料は補助の対象とするが、弁当などの出来上がりのものの購入は、対象外とする。・アルファ化米などの非常食は、訓練の中で食するものは補助の対象とするが、参加者が持ち帰るものは、対象外とする。・水分補給程度の飲物代は、補助の対象とする。 |
|--|--|